

産業廃棄物の処理に係る契約の検討状況について

【平成 23 年度第 2 回環境配慮契約法基本方針検討会資料】

1. 検討事項

国及び独立行政法人等における産業廃棄物の処理に係る契約に当たって、産業廃棄物の適正処理の推進に努める事業者、温室効果ガスの削減や各環境質の環境負荷低減の取組を推進する事業者を適切に評価選択するための要件¹を整理・検討する。

2. 検討状況

田中勝委員を座長として、[参考 1](#)の委員により構成される「環境配慮契約法基本方針検討会廃棄物ワーキンググループ」を設置し、3 回の検討を行った。

以下に、廃棄物ワーキンググループにおける検討状況を報告する。

(1) 産業廃棄物の処理に係る契約の基本的な考え方

環境配慮契約法基本方針に産業廃棄物の処理に係る契約を新たに追加することについては、国及び独立行政法人等の契約にとどまらず、地方公共団体等、民間部門の契約にも波及していくことが期待されることから、環境配慮契約法基本方針の趣旨や背景、国及び独立行政法人等の産業廃棄物の排出実態の状況等を踏まえ、産業廃棄物の処理に係る契約について考慮すべき基本的な考え方を検討・整理し、以下のとおりとりまとめた。

産業廃棄物の処理に係る契約の特性

産業廃棄物の処理に係る契約の特性を整理すると、以下のとおり。

- 排出される産業廃棄物の種類や量が把握されており、業務によって得られる具体的な成果像を発注者側で描くことができること(事前に仕様が確定可能)
- 通常の財やサービスの提供を受ける事業又は契約とは異なり、契約対価に見合う納品物の確認ができないという意味で、事業の履行確認が容易ではないこと(事業の履行確認等が発注者側に求められる。マニフェストもその確認行為の手段)
- 産業廃棄物処理業者の技術によって、産業廃棄物の資源化レベルや温室効果

¹ 現状では廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度により認定を受けた事業者のみでは競争性の確保が困難であると考えられること、及び国等の公共部門は、物品や役務を調達する場合に、率先して環境配慮契約を推進する必要があることから、事業者の環境配慮への取組を適切に評価する必要がある。

ガス削減等の環境配慮には相当程度の差異が生じること（技術がなければ、本来資源化が可能であっても資源化できずに焼却又は最終処分されることもあることに留意）

契約方式

上記 のとおり、受注側の技術力等によって産業廃棄物の資源化や産業廃棄物の処理によって生じる温室効果ガス排出量等の環境負荷は大きく異なり、また、そうした環境負荷の低減、資源化等の推進のためには相応の費用負担を要するにもかかわらず、これまでの産業廃棄物の処理に係る契約の多くは、価格のみの競争により業者を選定してきた。

このため、産業廃棄物の処理業者の選定に当たっては、産業廃棄物の適切な処理を行い得る技術力を評価することができ、かつ、価格面の評価も可能な総合評価落札方式を採用することが適当であるとされた。

なお、産業廃棄物の処理に係る契約の基本的な考え方を踏まえて作成される基本方針解説資料に記載する具体的な評価手法については、上記 を踏まえ、請負契約的な特性の強い建設工事や自動車などの製造・物品購入にそれぞれ広く採用されている除算方式(評価点を入札価格点で除算)を採用することが適当であるとされた。

産業廃棄物の処理に当たって求められる環境配慮

産業廃棄物の処理に係る契約の受注者選定に当たって、産業廃棄物の適切な処理を行い得る受注側の技術力を評価するためには、産業廃棄物の処理によって、結果として環境保全の推進が図られるような技術評価が必要である。したがって、温室効果ガスの排出削減や各環境質に係る環境負荷低減に向けた取組、産業廃棄物の資源としての再生利用の促進とともに、特に、産業廃棄物の処理に当たって不適正処理がなされた場合には莫大な原状回復費用を要することから、産業廃棄物の適正処理の推進に積極的な事業者を適切に評価することが適当であるとされた。具体的な環境配慮に関する考え方は、以下のとおり。

温室効果ガスの排出削減及び大気・水・土壌等の環境保全の推進

- 温室効果ガス排出量の削減のためには、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における排出削減に向けた取組の推進とともに、大気、水、土壌、地下水、騒音、振動等の各環境質の一層の保全・確保を図る観点から、産業廃棄物処理施設等の一層の低公害化が必要
- 適正処理の確実な履行の推進（大気・水・土壌等の環境汚染の未然防止）
- 産業廃棄物の不適正処理による大気・水・土壌等の環境汚染について、その未然防止を図るためには、排出事業者が産業廃棄物処理業者の処理内容の確認や経営状況の確認を容易に行い得るようすることが必要

産業廃棄物の資源としての再生利用の促進

- 産業廃棄物を資源（エネルギーとしての利用を含む。以下同じ。）として捉え、それらを有効かつ循環的に利用することにより、石油等の天然資源の採掘輸送等による世界規模での温室効果ガスの発生抑制に寄与するとともに、我が国における最終処分量の削減、及び最終処分場から排出されるメタン等の排出抑制にもつながることから、そうした資源化の促進が必要

要求要件等の適切な設定

発注に当たっての要求要件等を定める際には、処理する産業廃棄物の種類等の特性等を踏まえ、発注者において適切に設定することが適当であるとされた。

（２）産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項（案）

上記（１）に示された産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的な考え方に即し、環境配慮契約法基本方針の追加記載内容について検討を行い、産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項（案）を以下のとおりとりまとめた。

（２）産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、入札価格と事業者の環境負荷低減に向けた取組等を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた者と契約を締結する。

事業者の環境負荷低減に向けた取組等に関しては、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等について考慮するものとする。

個別の入札の具体的な条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえつつ、調達者において設定するものとする。

3. 検討課題

今後、上記２によりとりまとめられた基本方針に対する解説及び具体的な契約手続の参考となる標準契約方法を盛り込んだ解説資料を作成することとなる。廃棄物ワーキンググループにおいては、それら解説資料のとりまとめに必要となる環境配慮の具体的な評価項目及び評価方法について、表１に記載する評価項目案をもとに、議論の端緒についたところであって、調達者が産業廃棄物の処理に係る契約を締結する際の具体的な評価項目（入札参加要件、事業者の環境負荷低減に向けた取組等の指標）や評価基準、配点ウエイト等についての具体的な検討を行う必要がある。

このため、廃棄物ワーキンググループとしては、本年度の検討を踏まえ、平成 24 年度も引き続き、産業廃棄物の処理に係る契約の内容について検討を行う必要があると考えている。

なお、平成 24 年度における廃棄物ワーキンググループにおいて検討すべき課題は、以下のとおり。

評価項目等の検討

表 1 に示された評価項目案をたたき台として、具体的な評価項目(入札参加要件、事業者の環境負荷低減に向けた取組等の指標)や評価基準、配点ウエイトの検討を行う。

解説資料の作成

上記 2 (2) の「産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項(案)」をはじめとした検討結果を踏まえ、国等の機関が産業廃棄物の処理に係る環境配慮契約を実施する際の参考として使用される基本方針解説資料を作成する。

表 1 産業廃棄物の処理に係る契約における評価項目及び評価方法(案)(概要)

評価項目(案)		評価方法(案)
環境配慮への取組	収集運搬業者	
	環境に配慮した運転・管理	エコドライブ、車両点検の実施状況等により評価
	低燃費・低公害車の導入	低燃費・低公害車の導入割合により評価
	中間処理業者	
	熱回収又は熱利用設備	発電、熱供給、余熱の有効利用等により評価
	低公害型建設機械の導入	排出ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
	再資源化率	産業廃棄物の種類ごとの再資源化率により評価
	省エネルギー機器・設備の導入	省エネルギー機器・設備の導入状況により評価
	最終処分業者	
	低公害型建設機械の導入	排出ガス対策・低騒音型重機の導入割合により評価
	省エネルギー機器・設備の導入	省エネルギー機器・設備の導入状況により評価
	排水の高度処理の取組	排水の高度処理の実施状況により評価
	事業者共通	
環境報告書・環境会計	環境報告書・環境会計の作成・公表により評価	
優良基準への適合状況	認定制度への適合	第三者による認定を受けている場合その信頼性を評価
	優良適性	特定不利益処分を 5 年間受けていないことにより評価
	事業の透明性	インターネットによる情報公開等により評価
	環境配慮の取組	ISO14001 等 EMS の認証を受けていることにより評価
	電子マニフェスト	電子マニフェストへの加入の有無により評価
	財務体質の健全性	自己資本比率や経常利益金額等の平均値等事業者の財務体質により評価